

鳥取市工業用水道事業給水条例（平成16年条例第187号）新旧対照表 第54条関係

改正後	改正前
<p>○鳥取市工業用水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第187号</p> <p>第1条 ～ 第5条（略） （工事費の算出方法）</p> <p>第6条 管理者が施行する給水施設工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第1号 ～ 第6号（略）</p> <p>第2項及び第3項（略）</p> <p>第7条 ～ 第17条（略） （料金）</p> <p>第18条第1項（略）</p> <p>2 料金は、給水料金及び水量メーター料金との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第3項及び第4項（略）</p> <p>第19条 ～ 第29条（略）</p>	<p>○鳥取市工業用水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第187号</p> <p>第1条 ～ 第5条（略） （工事費の算出方法）</p> <p>第6条 管理者が施行する給水施設工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第1号 ～ 第6号（略）</p> <p>第2項及び第3項（略）</p> <p>第7条 ～ 第17条（略） （料金）</p> <p>第18条第1項（略）</p> <p>2 料金は、給水料金及び水量メーター料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>第3項及び第4項（略）</p> <p>第19条 ～ 第29条（略）</p>